

役員等規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 千葉アフターケア協会（以下「法人」という。）の役員等の就任、服務、退任等について定めるものとする。

2 この規程に定める事項以外の事項については、法令並びに定款あるいは理事会に従うものとする。

(役員等)

第2条 この規程で役員等とは、定款の定めにより選任された理事、監事、並びに評議員、評議員選任解任委員をいう。

(役員等記録)

第3条 役員等の人事等に関する事項については、役員等名簿を備え、これに必要事項を記入するものとし、この事務は法人事務局で行う。

(規程の遵守)

第4条 役員等はこの規程を遵守し、協力して誠実に就業し、もって法人の社会福祉事業の発展に努めなければならない。

第2章 就 任

(役員等の就任)

第5条 役員等の就任については定款に準ずる。

第3章 退 任

(役員等の退任)

第6条 役員等の退任については定款に準ずる。

(定年)

第7条 役員等の定年は、原則として75才とする。

2 理事会において定年年齢は原則としての上限を示すものであり、現にその職にある者がその年齢まで当然に留任するものではない。

(定年と任期)

第8条 任期中に定年年齢に達した場合は、任期中は引続きその任に当たるものとし任期满了日をもって退任の日とする。

(定年の延長)

第9条 役員等の定年は、機能的弾力的に運用するものとし、本人の能力及び健康がその職に耐え得る場合は延長することができる。

2 定年の延長は理事会の承認を得るものとする。

第 4 章 服 務

(機密の保持)

第 1 0 条 役員等は法人の機密を保持し、法人の不名誉となる行為又は言動をしてはならない。

(禁止事項)

第 1 1 条 役員等は、職務の地位を利用して自己又は第三者のために取引をなし、若しくは手数料、リベート等を收受してはならない。

(個人利益の返還)

第 1 2 条 役員等が法人業務に関し、不正不当な個人的利益を得たときは、その利益を返還させる。

(損害賠償)

第 1 3 条 役員等が故意又は過失により、法人に損害を及ぼしたときは、当該役員等にその全部又は一部を賠償させる。

(付 則)

1. この規程は、平成 2 8 年 1 0 月 5 日から施行する。
2. 平成 2 9 年 1 月 1 日 改正